

新社会福祉法人会計基準の基本的な考え方

平成 24 年度から新しい社会福祉法人会計基準が任意で早期適用されています。強制適用は平成 27 年度予算・決算からですので、まだ時間的な余裕があるように感じます。しかし、何か変わるのか、何をなすべきかを理解し、先手を打つことが非常に重要です。

新社会福祉法人会計基準の基本的な考え方は、次のとおりです。

☆社会福祉法人が行うすべての事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)を適用対象とする。

☆法人全体の財務状態を明らかにし、経営分析を可能にするとともに、外部への情報公開にも資するものとする。

☆新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準(平成 20 年 4 月)、企業会計原則等を参考とする。

従来は、すべての社会福祉法人に現行会計基準を適用することを原則としつつ、社会福祉事業の分野別にさまざまなルールが存在し、それに基づいて実務は成り立っていました。

会計ルールを一本化し、法人全体の経営実態を明らかにすることが、新社会福祉法人会計基準のポイントです。